

資料2-④ 就学に係る研修等の実施状況

○幼稚園・保育所（園）等を対象とした研修

研修会名	幼稚園・保育所（園）等における特別支援教育研修会							
参加対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園、保育所（園）、認定こども園の教諭、保育士等で希望する者 ・小学校、特別支援学校の教員等で希望する者 ・市町村の教育委員会、保健、福祉の関係者で希望する者 							
研修会の回数	2回（各2コマずつ合計4コマ）							
研修内容	研修①障害の基礎的理解と実態把握 研修②障害のある子どもの就学支援（1）〔就学支援の基礎的知識（仕組みや制度）〕 研修③発達障害の子どもへの支援のポイント 研修④障害のある子どもの就学支援（2）〔保護者や関係機関との連携〕							
参加者実績	研修①	35名	研修②	35名	研修③	34名	研修④	31名

○市町村教育委員会等を対象とした研修

研修会名	市町村障害児就学支援事務担当者会議 ※第1会のみ「特別支援教育市町村担当課長会議」と合同開催）						
参加対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村（組合）教育委員会の特別支援教育を主管する課長 ・市町村（組合）教育委員会の就学担当者 ・市町及び教育事務所の特別支援担当指導主事 ・市町村（組合）教育委員会の就学に関わる相談員等で希望する者 ※27市町村、1組合教育委員会 4教育事務所						
研修会の回数	3回 ※「特別支援教育市町村担当課長会議」のみ1回						
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育の制度について ・就学支援について ・インクルーシブ教育推進事業について ・特別支援学級及び通級指導教室の教育課程について ・特別支援学校見学（本年度は県立ろう学校で開催） ・特別支援学校と特別支援学級に関する基本事項 ・就学事例を用いたグループ演習 ・特別支援学級への就学について ・平成30年度の就学の状況について ・令和元年度就学事務について ・新設する特別支援学校について ・総合教育センターより ・障害に関する基本的理解 ・就学相談の在り方 ・令和2年度特別支援学級等の編制に関する説明 						
参加者実績	第1回	49名	第2回	39名	学校見学23名含む	第3回	41名

連絡会名	教育事務所及び市町教育委員会特別支援教育担当指導主事連絡会						
参加対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・各教育事務所において特別支援教育を担当する指導主事（4教育事務所） ・市町教育委員会において特別支援教育を担当する指導主事（10市町教育委員会） 						
研修会の回数	2回						
研修内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域、市町の相談、支援体制に関する情報交換 ・今後の就学支援の進め方 ・「合理的配慮」の具体的な事例について ・特別支援教育に関わる情報交換 						
参加者実績	第1回	15名	第2回	※11月8日開催予定			

資料3-① 県内の病院併設特別支援学校・※院内学級の在籍者の状況（R1）

※ 院内学級・・・病院内に設置されている小・中学校の病弱・身体虚弱特別支援学級

学校学級	学校名	R1.9.1	在籍児童生徒の 原籍校の市町村	1年以上の 入通院児	最長 入通院月数
		在籍			
特別支援学校	富士見支援学校 (県立中央病院併設)	17	甲府市、甲斐市、南アルプス市、 笛吹市、山梨市、身延町	6	2年6ヶ月
	富士見支援学校旭分校 (県立北病院併設)	3	甲府市、大月市、富士河口湖町	0	5ヶ月
院内学級	中央市立玉穂南小学校下河東分校 (山梨大学医学部附属病院内)	5	北杜市、甲斐市、甲府市、 笛吹市、富士河口湖町	0	6ヶ月
	中央市立玉穂中学校下河東分校 (山梨大学医学部附属病院内)	2	笛吹市、中央市	0	9ヶ月
	甲府市立山城小学校分校 (市立甲府病院内)	0		0	
	甲府市立城南中学校分校 (市立甲府病院内)	0		0	
	富士吉田市立吉田小学校分校 (富士吉田市立病院内)	0		0	

高校改革・特別支援教育課調べ

資料3-② 病弱教育の理解・啓発の取組

入院中にも学べる場所があります
 教職員のための入院児童生徒支援ガイド

山梨県内には、現在、病院内に設置された小・中学校の分校や、病院内に併設された特別支援学校が、7校あります。小・中学生が、下記の病院内に入院することになった場合には、保護者に学べる場所があることを伝えてください。

- 中央市立玉穂南小学校下河東分校 (山梨大学医学部附属病院内) 055(274)1244
- 中央市立玉穂中学校下河東分校
- 甲府市立山城小学校分校 (市立甲府病院内) 055(244)1666
- 甲府市立城南中学校分校
- 富士吉田市立吉田小学校分校 (富士吉田市立病院内) 0555(20)1981
- 山梨県立富士見支援学校 (県立中央病院併設) 055(252)9183
- 山梨県立富士見支援学校旭分校 (県立北病院併設) 0531(22)7144

山梨県教育委員会 平成31年2月

Q&A

しかし、病状により、なってしまう子供もいまが求められています。

おさか?

レジリエンス

レジリエンスとは、病気の予後が不安定な中で、**困難を乗り越えていく強さ**のことです。その大切な要素の一つとして、「自分のことを気にかけてくれる人がいる」「助けてくれる人がいる」と思えることが挙げられます。そのためには、教職員が子供に積極的に声をかけ、「見ているよ」とサインを送ることが大切です。

〔教育支援課(次期科学部)より提供〕

流れは?

退院 → 学校生活

退院して確認してください。

が原則です。退院したら、もとは、もとの学校に戻る時期を待ちます。各学校

読者の声

教科の学習は、入院前の学校では、個別の学習に合わせた学校もあります。

5の弱みになります。病気のショックに加え、
「など、家族や友達と離れなくてはならないこと、そうして、特別なお世話になっていたりすることなどに触れてほしくない子ども

入院が長く、勉強が滞るのかもしれない。先生が優しく教えてくれるのでよかった。心配はいらないと思った。

ALCの学習

学習している様子

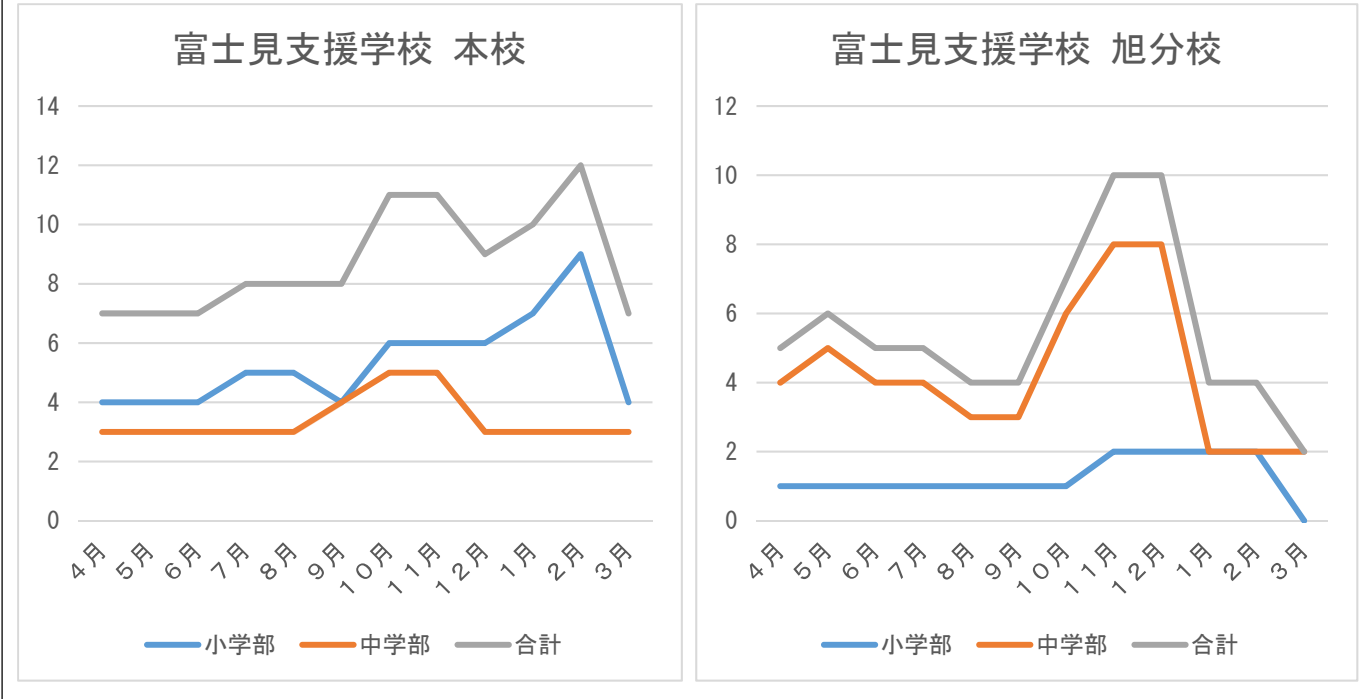
病気が治ってから、という発想ではなく、治療しながら、同時に学んでいくことが大切で、ICTを使った学習も有効ですね。今後も病弱教育が充実していくといいですね。

同い立場にある子供同士で話ができ、楽しそうな様子でした。
また、地元の学校の教科書やプリント、ドリルなどを借りてもらえ、戻ってから大丈夫なように先生に教えていただきました。

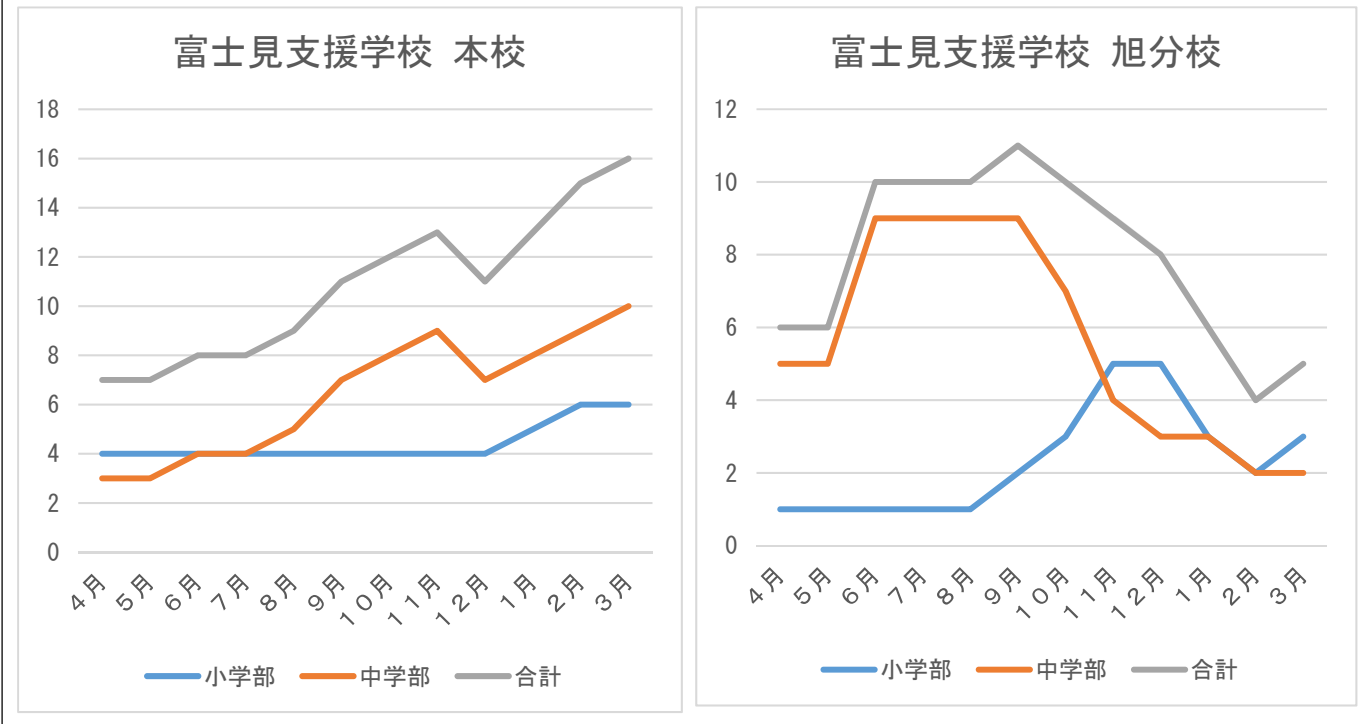
3-1752
により作成したものです。

資料3-③ 富士見支援学校における在籍者数の状況（H29・H30）

H29年度の在籍者数の状況



H30年度の在籍者数の状況



資料3-④ 肢体不自由特別支援学校の重複障害学級在籍者における病弱者数（R1）

障害種	学校名	学部	在籍者数	病弱者数	病弱者の在籍率	
肢体不自由	甲府支援	小学部	35	※	※	※
		中学部	22	※	※	
		高等部	14	※	※	
	あけぼの支援	小学部	24	8	33.3%	29.6%
		中学部	22	7	31.8%	
		高等部	25	6	24.0%	
知・肢併置	やまびこ支援	小学部	17	2	11.8%	6.8%
		中学部	20	1	5.0%	
		高等部	37	2	5.4%	
	ふじざくら支援	小学部	33	1	3.0%	7.5%
		中学部	25	1	4.0%	
		高等部	48	6	12.5%	
	ふじかわ分校	小学部	11	0	0.0%	5.9%
		中学部	6	1	16.7%	

※訪問教育の児童生徒は、上表に含んでいない。

※重複障害学級申請書類から算出している。

※甲府支援学校は病弱の児童生徒が在籍しているが、
重複申請において病弱以外の障害種で申請している。

高校改革・特別支援教育課調べ

資料3-⑤ 特別支援学校うぐいすの杜学園（病弱）について

山梨県子どものこころサポートプラザ

令和2年4月開所

山梨県立こころの発達総合支援センター

令和2年2月移転・開設

山梨県中央児童相談所

令和2年2月移転・開設



山梨県立子ども心理治療センター
うぐいすの杜

令和2年4月開設

山梨県立特別支援学校
うぐいすの杜学園

令和2年4月開校

山梨県子どものこころサポートプラザとは

山梨県福祉プラザ内にある、中央児童相談所、こころの発達総合支援センターを移転・拡充し、これまで県内にはなかった児童心理治療施設と、施設に入所や通所をする子どもが就学する特別支援学校を整備。

- 建設場所：山梨県甲府市住吉2丁目地内
- 敷地面積：約15,004㎡
- 構造：鉄筋コンクリート造一部木造 地上2階建て
- 延べ面積：約6,812㎡

専門的な医療を提供するとともに、相談や心理ケア、学校教育などの総合的な支援を行う拠点です。

山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園

児童心理治療施設に入所・通所する児童生徒を対象に、小・中学校に準ずる教育に加えて、一人ひとりの状態に応じた自立活動の時間を設け、学習上や生活上の困難を改善・克服するための指導を行います。

■ 対象となる児童生徒の障害（病弱）の状況

・在籍する児童生徒は、心理治療センターの入所・通所者である。また、学校教育法施行令第22条の3に規定された**病弱者**の児童生徒である。

※学校教育法施行令第22条の3（病弱者の程度）

区分	障害の程度
病弱者	一 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物 その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
	二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

- 第一号の「**その他の疾患**」には、多くの疾患が含まれている。例えば、糖尿病等の内分泌疾患、再生不良性貧血、重症のアトピー性皮膚炎等のアレルギー疾患、**心身症、うつ病や適応障害等の精神疾患**、高次脳機能障害などがある。
- 第一号の「継続して医療を必要とするもの」とは、病気のために継続的に医師からの治療を受ける必要があるもので、医師の指導に従うことが求められ、安全面及び生活面への配慮の必要がたかいものをいう。
- 第一号の「継続して生活規制を必要とするもの」とは、安全及び生活面への配慮の必要度が高く、日常生活に著しい制限を受けるものの、医師の治療を継続して受ける必要はないものをいう。

文部科学省「教育支援資料」から

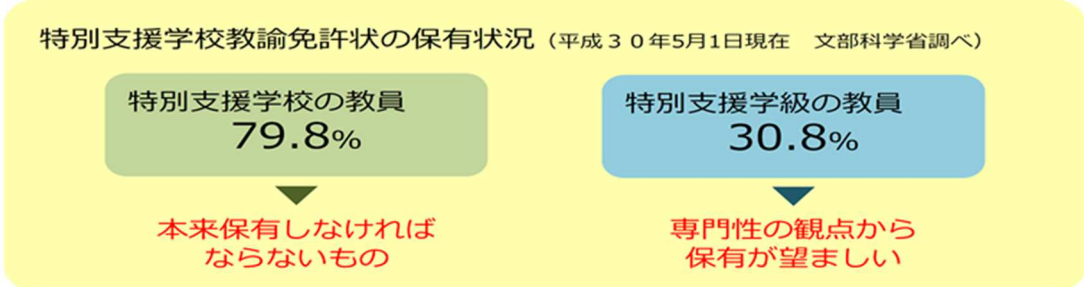
- ・開校：令和2年4月開校予定
- ・定員：45人（児童心理治療施設入所者30人・通所者15人）
- ・対象：児童相談所により、短期の心理治療が必要であると判断・措置され、山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜へ入所または通所している児童生徒（病弱に該当）
- ・学級規模：小学部6学級、中学部3学級
- ・学校施設：普通教室、特別教室、個別指導教室、教育相談室、保健室、体育館
- ・教職員：校長、教頭、教諭（県立特別支援学校教諭）、養護教諭、事務職員を配置
- ・教育内容：小・中学校に準ずる教育（教科等の学習）に加えて、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導（自立活動）を行う

資料4-① 特別支援学校教諭免許状の保有状況

特別支援学校教諭等免許状の保有状況

改正障害者基本法

第16条第4項 国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。

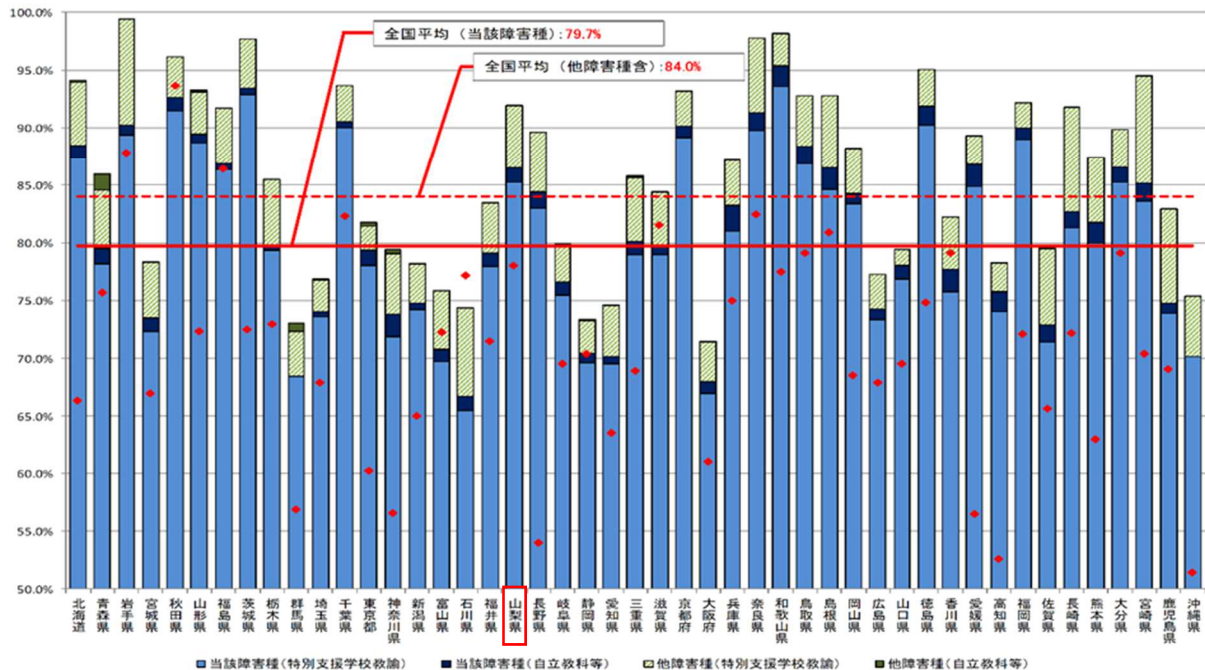


これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について
 ～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～（答申）（抄）
 （平成27年12月21日中央教育審議会）

このため、教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを旨とし、国が必要な支援を行うことが適当である。集中的に所持率の向上を図るためには、都道府県教育委員会等、学校設置者における特別支援学校の教員の採用や配置、研修等を通じた取組を求めるとともに、国においても、現職教員に対する免許法認定講習の開設支援や、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による免許法認定通信教育の実施、養成段階での免許状取得促進等の取組を進めることが考えられる。（中略）小中学校の特別支援学級担任の所持率も現状の2倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される。

特別支援学校教諭等免許状の保有状況

公立学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況



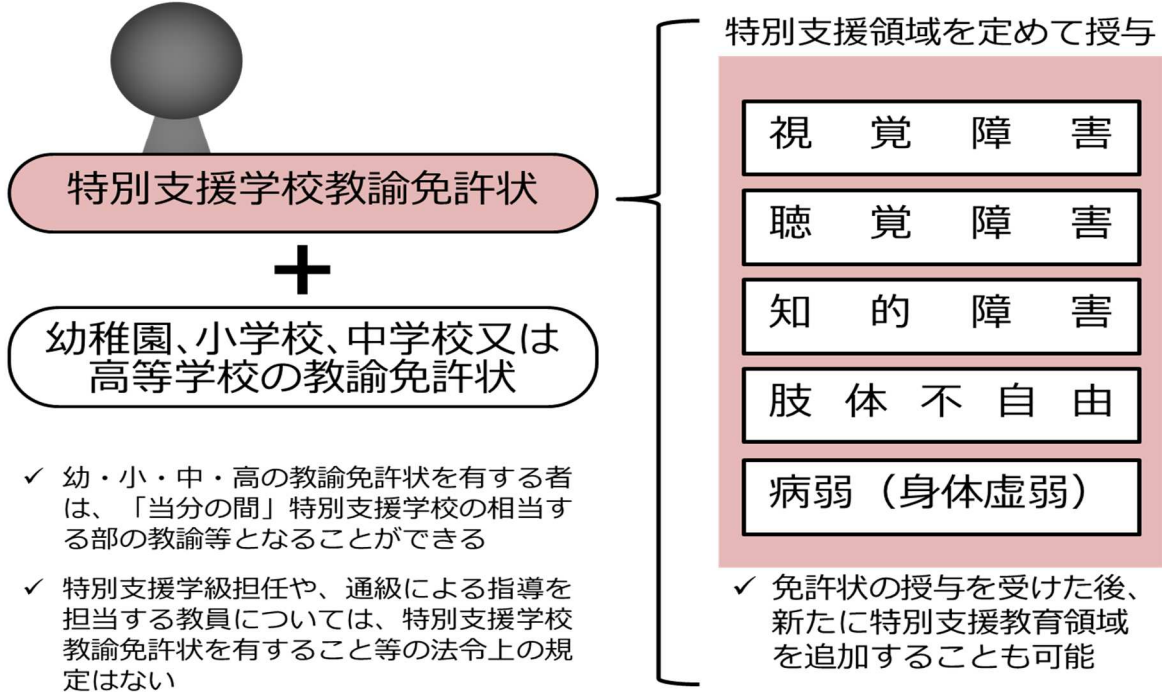
※調査結果の詳細は、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm を参照 ※「●」は、平成19年度における当該障害種の免許状保有率

（出典）文部科学省資料

特別支援学校教諭免許状における領域について

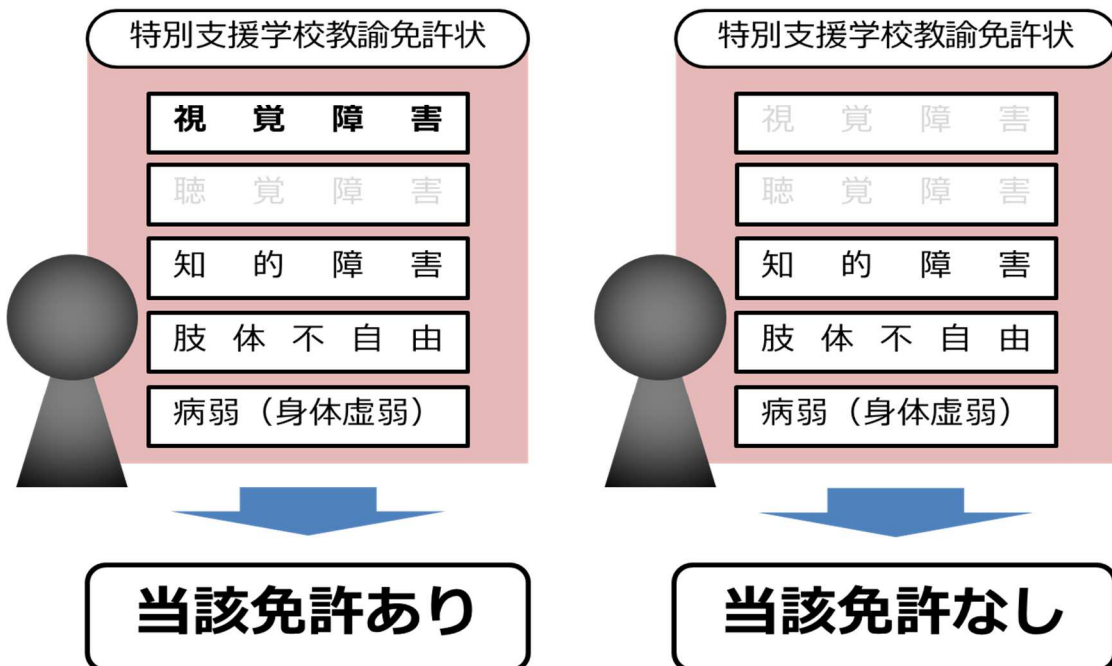
特別支援教育に係る教育職員免許状について

＜特別支援学校の教員＞

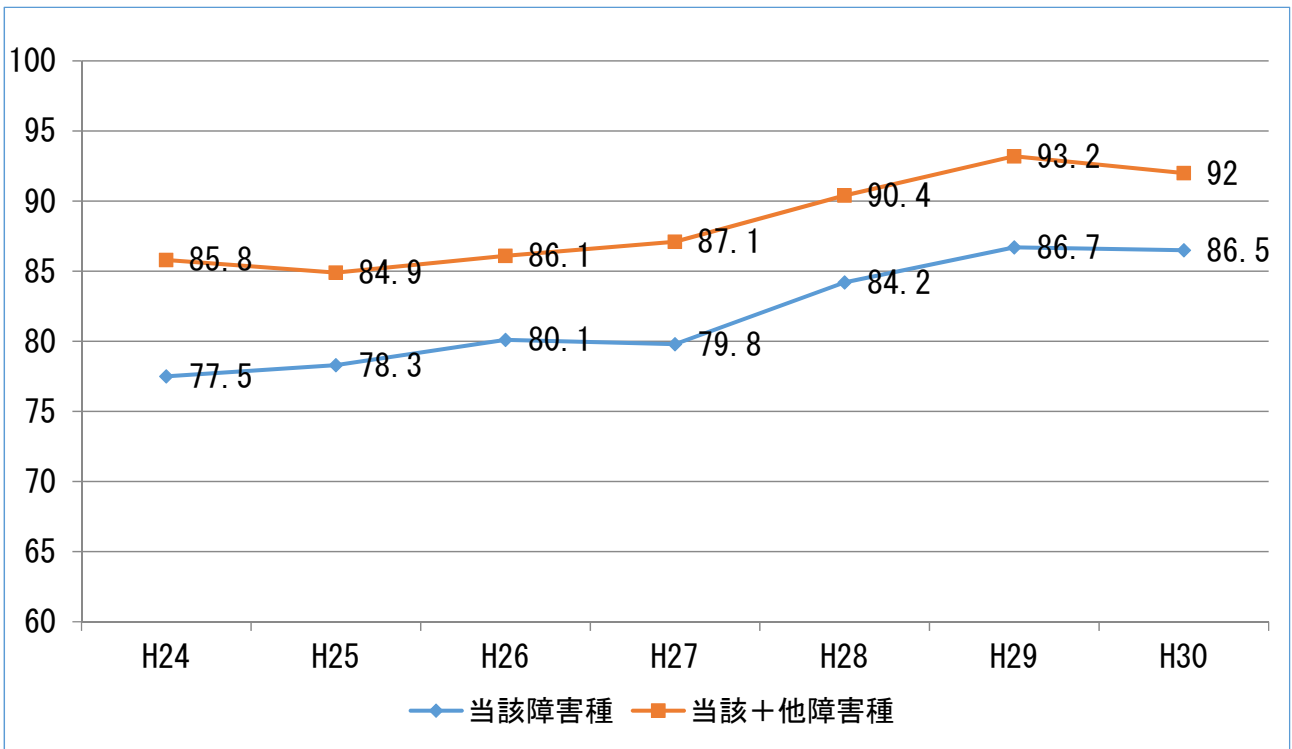


特別支援学校における当該障害種免許について

例) 盲学校（視覚障害）の教員

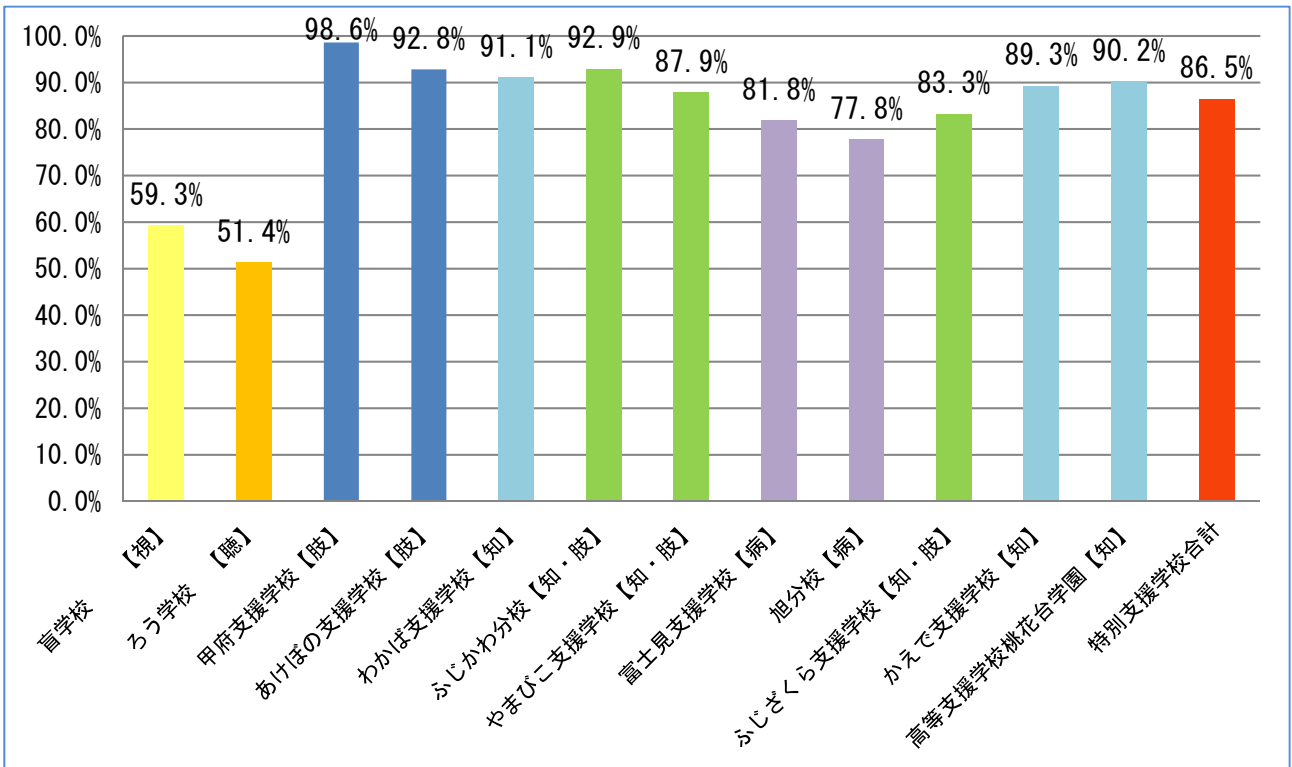


本県の特別支援学校教諭免許状の保有率の推移（特別支援学校全体）



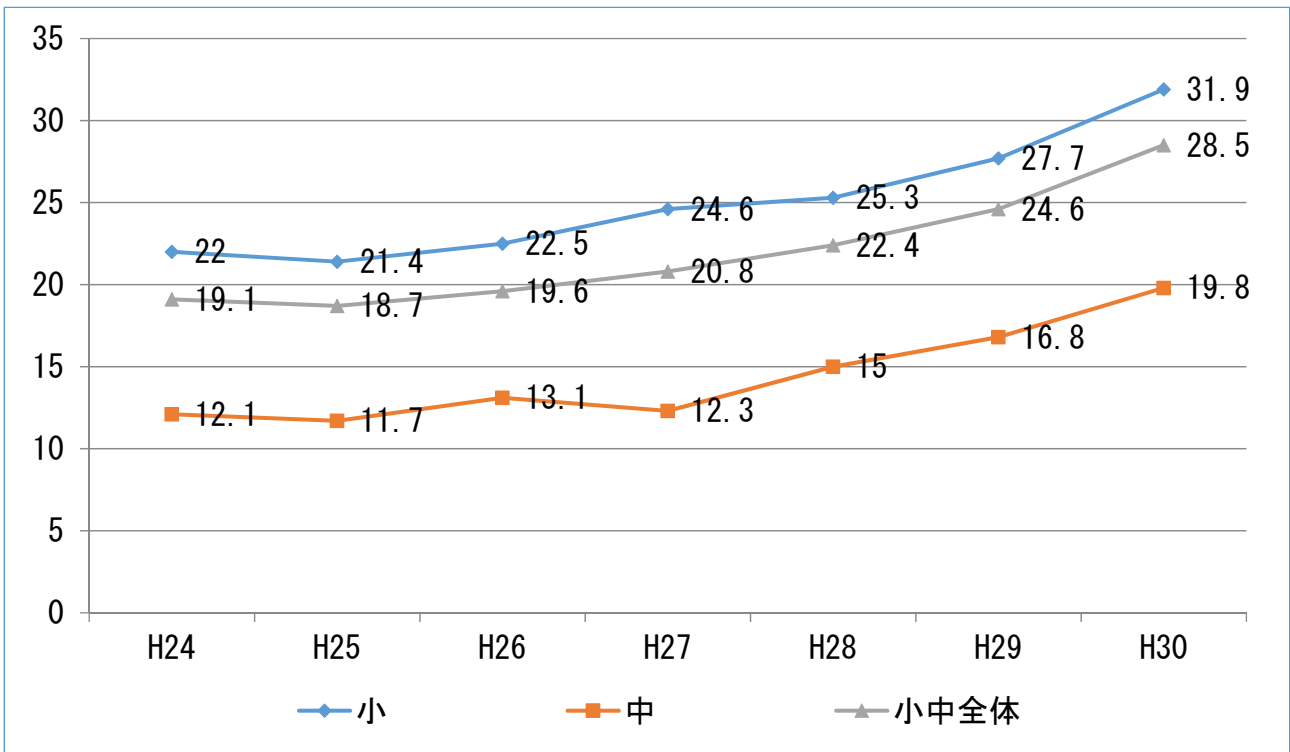
高校改革・特別支援教育課調べ

本県の特別支援学校教諭免許状の学校別保有状況（R1）



高校改革・特別支援教育課調べ

本県の特別支援学級及び通級指導教室担当者の免許状の保有率の推移



文部科学省調べ